



小川村公共施設等総合管理計画



平成29年3月策定

令和4年3月改訂

小 川 村

小川村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 施設の対象範囲	2
第2章 小川村について	3
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本村を取り巻く社会的状況	4
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	6
2 財政状況	8
(1) 歳入の状況	8
(2) 歳出の状況	9
(3) 投資的経費・地方債残高及び基金の推計	11
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	13
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	14
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	14
(1) 公共建築物の保有状況の推移	14
(2) 築年別整備状況	15
(3) 耐震化実施状況	16
(1) インフラ施設の保有状況の推移	17
2 過去に行った対策の概要	20
(1) 施設数の縮減	20
(2) 長寿命化改修の実施状況	20
(3) 各種個別施設計画の策定状況	20
3 将来の更新費用の推計	21
(1) 個別施設計画策定による効果額の算出方法	21
(2) 単純更新における将来の更新費用の推計	22
(3) 個別施設計画における将来の更新費用の推計	23
(4) 個別施設計画の効果	24
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	25
1 計画期間	25
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	26
3 現状や課題に関する基本認識	27
4 公共施設等の管理の数値目標	27
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	27

(2) インフラ施設	28
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	29
6 フォローアップの実施方針	32
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
1 公共建築物の施設類型ごとの方向性	34
(1) 文化系施設	34
(2) 社会教育系施設	35
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	36
(4) 産業系施設	37
(5) 学校教育系施設、子育て支援施設	38
(6) 保健・福祉施設、医療施設	39
(7) 行政系施設	40
(8) 公営住宅	41
(9) その他（公園施設、供給処理施設含む）	42
2 インフラ施設の施設類型ごとの方向性	43
(1) 道路	44
(2) 橋りょう	45
(3) 上・下水道	46
(4) 農林業施設・農業水利施設	47

第 1 章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25 年（2013 年）11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その流れにより総務省が平成 26 年（2014 年）4 月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の作成にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

小川村（以下、「本村」という。）においても公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、小川村公共施設等総合管理計画を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

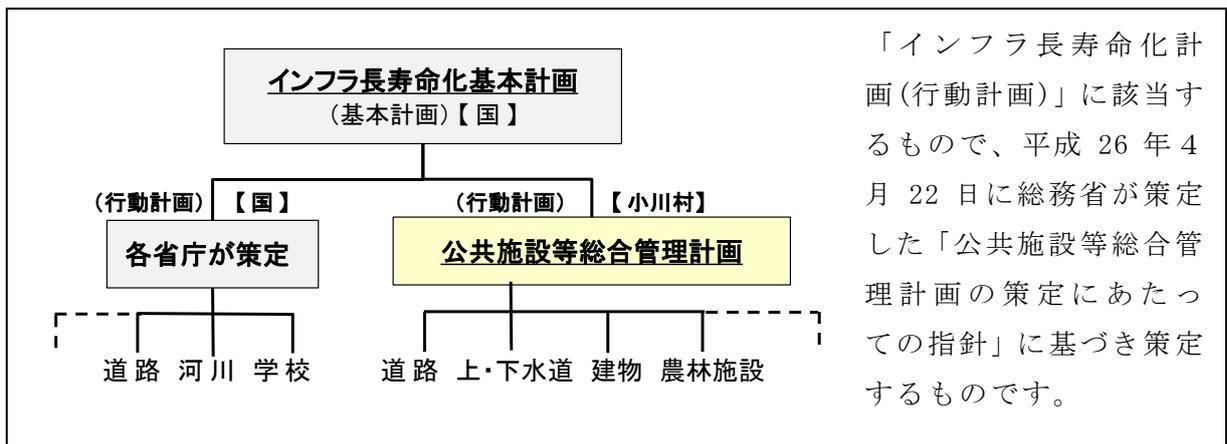
今回定める小川村公共施設等総合管理計画 改訂版（以下、「本計画」という。）は、これまで進めてきた公共施設等に関する取り組みや各施設管理者が定めた個別施設計画・長寿命化計画（以下、「個別施設計画」という。）の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

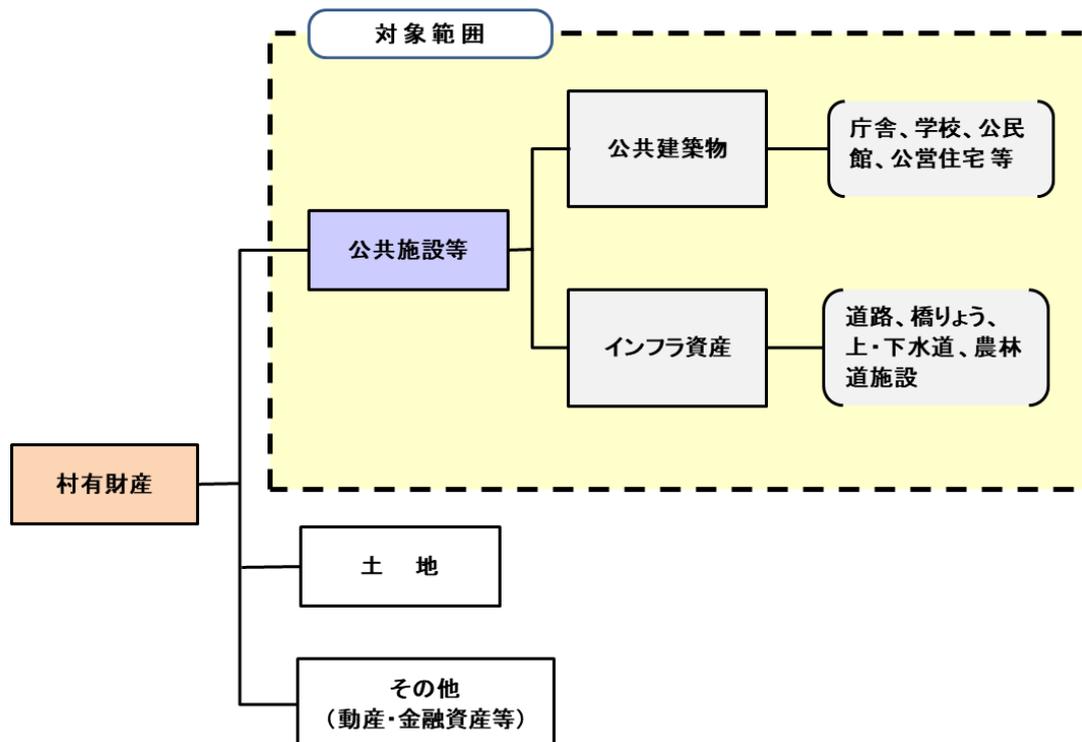
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する学校・公営住宅・庁舎等の公共建築物や道路、橋りょう、上・下水道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 小川村について

1 概況

本村は、長野県の北部に位置し、58.11 km²の面積を有します。西は大町市と白馬村に隣接し、北・東・南は長野市に囲まれるように接しています。

山林が約7割を占め、傾斜に沿って切り開かれた小さな田畑が多い典型的な中山間地域ですが、村の南部を流れる犀川支流の土尻川沿いに細長い平坦地が形成されています。

平成10年(1998年)の長野冬季オリンピックに伴い整備された大町街道(オリンピック道路白馬ルート)が村内を東西に走っており、観光や物流の主要路線になっています。



2 沿革

古くから人の住んでいた痕跡として、多数の石器、土器、土偶、やじりのほか住居跡が見つかっており、紀元前5千年の縄文中期と推定されています。

律令制の西暦800年代に入ると竹生郷があり、ついで延長5年(927年)の延喜神明帳に小川神社の登載があります。これはこの年代に村落形式があり、住民によって宮の奉祀のあったことの証と考えられます。小川村は昔から戸隠三院との係わりがあって、戸隠三院の差配をしていた顕光寺が小川庄を鳥羽院に寄進し、皇室の荘園となりました。天養2年(1145年)に小川庄内におこった争乱に対し鳥羽院から小川庄公文所への下文(くだしぶみ)が天養文書です。この年代の伝承に小川真人がいるがこれが小川を称名する緒口になったと推考されます。

明治初期にあった10村が明治の相次ぐ合併により、明治22年(1889年)に南小川村と北小川村が発足し、昭和30年(1955年)4月1日の合併により、現在の小川村が発足しました。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

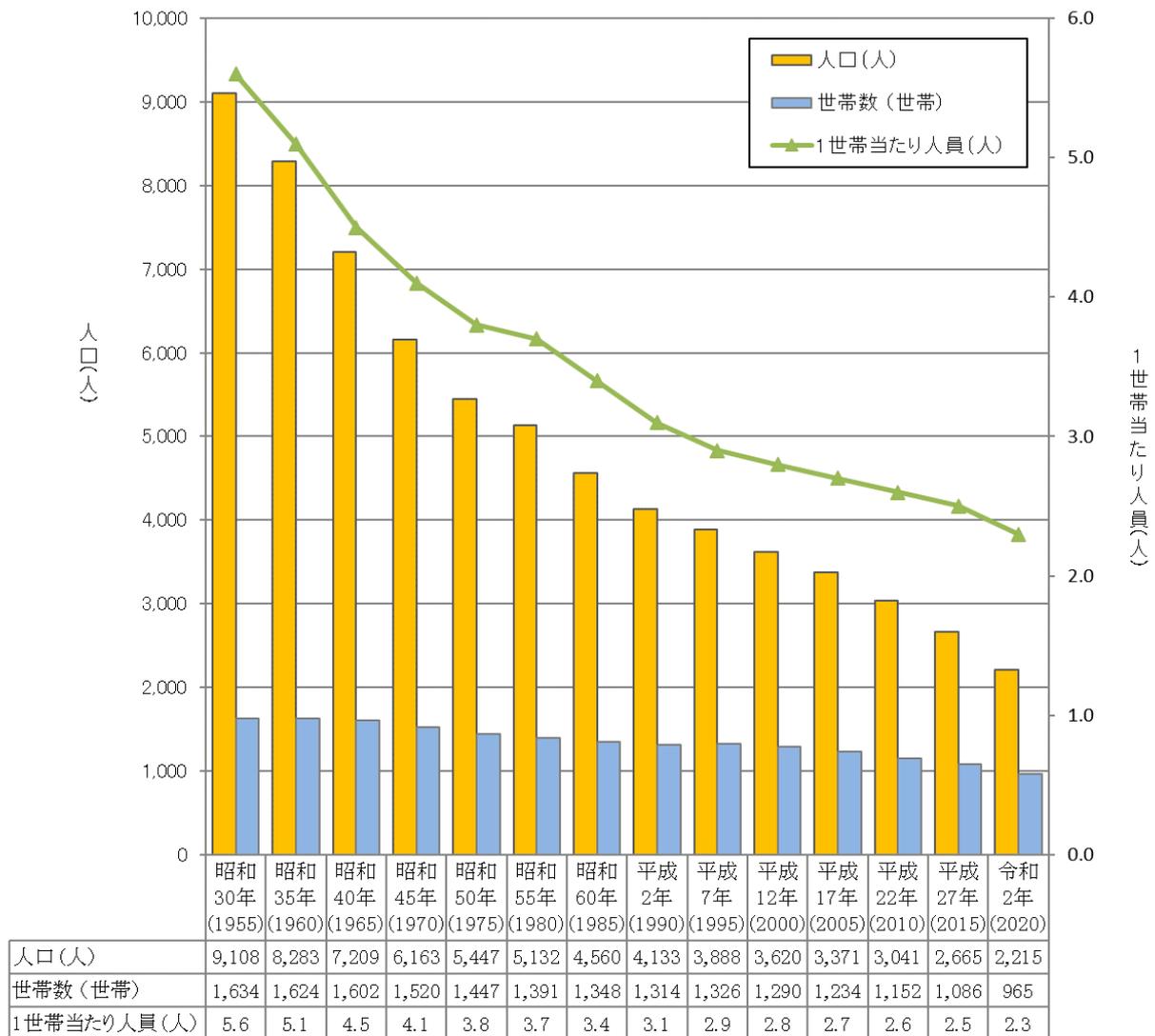
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和30年（1955年）の人口は、9,108人で以降減少が続き、令和2年（2020年）には2,215人と65年間で6,893人、率で75.6%減少しています。

世帯数は、昭和30年（1955年）の1,634世帯に対し、令和2年（2020年）は965世帯で緩やかに減少し続けています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30年（1955年）の5.6人から年々減少し、令和2年（2020年）には2.3人となっており、単身世帯の割合が高まっています。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移

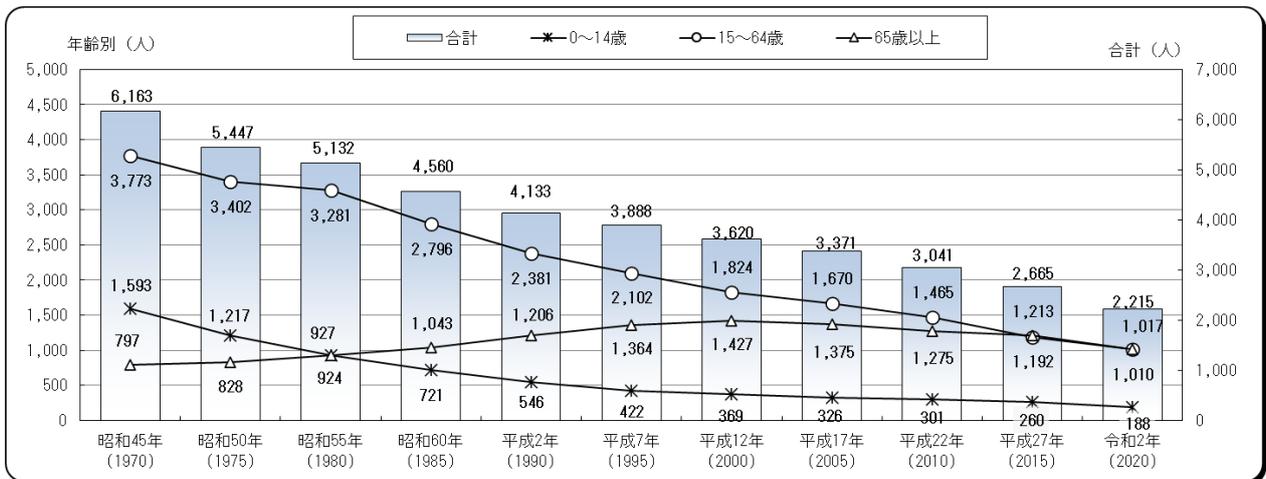


(2) 年齢階層別人口

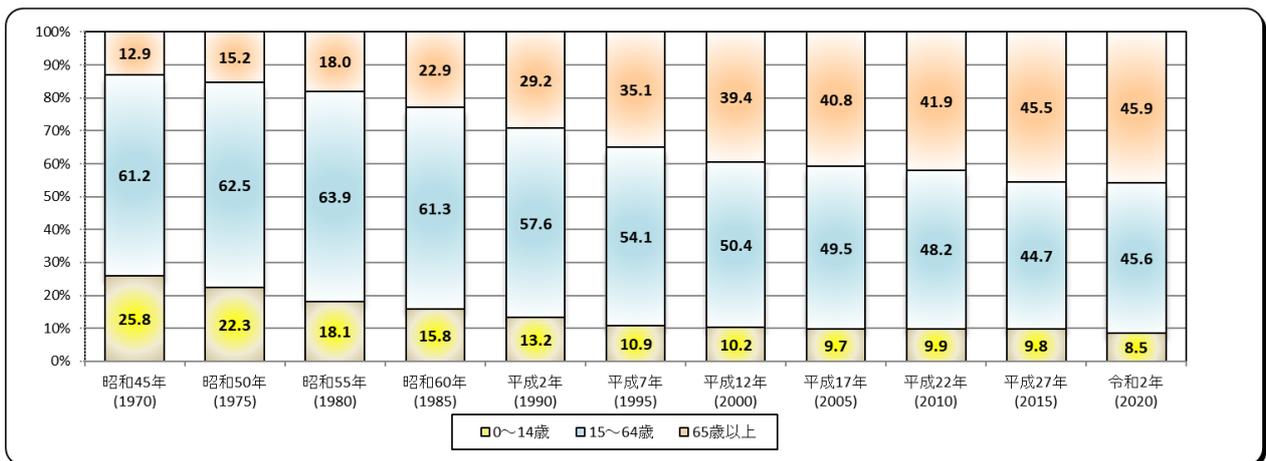
平成7年(1995年)から令和2年(2020年)にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は一貫して減少し、25年間で234人(55.5%)減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は、昭和60年(1985年)に年少人口を逆転し、老年人口と年少人口の差が平成12年(2000年)まで拡大してきました。

令和2年(2020年)の年齢階層別人口構成比は、年少人口が8.5%、生産年齢人口が45.6%、老年人口が45.9%となっており、老年人口比は全国平均(28.8%)や長野県平均(32.3%)と比べて、大きく上回っています。平成17年(2005年)から老年人口が40%を超え、高齢化が加速しています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



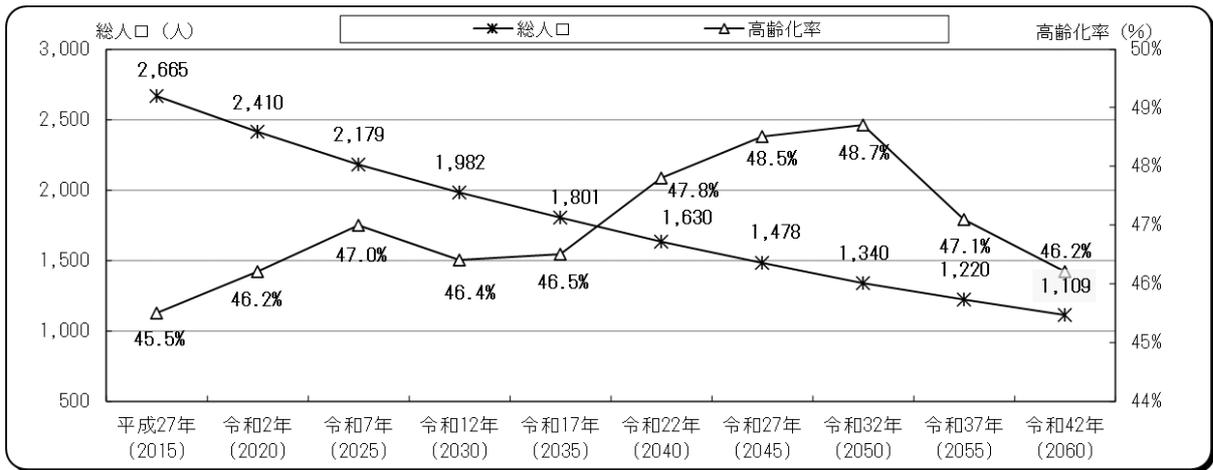
注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

(3) 将来人口

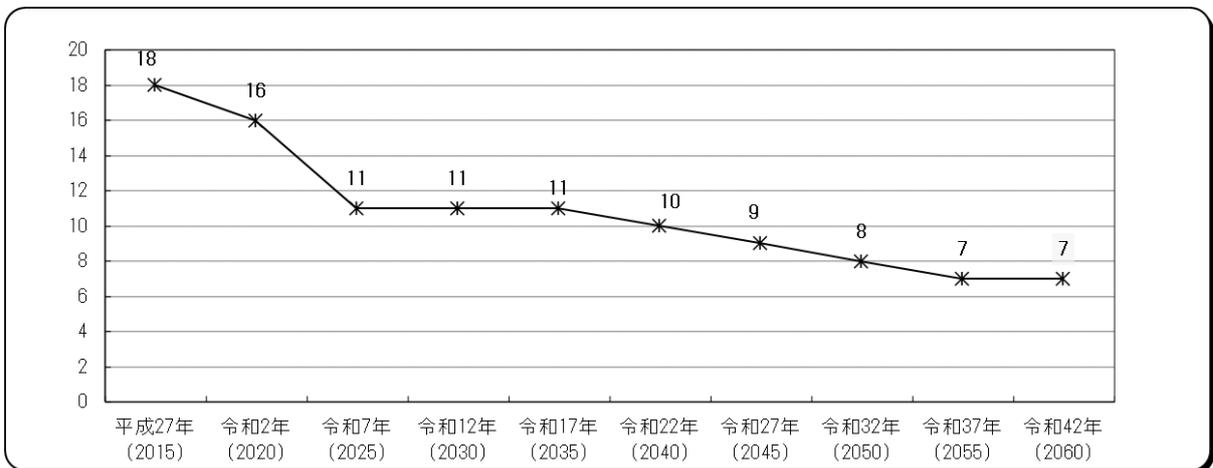
「第2期 小川村人口ビジョン」(令和2年3月策定)における目標人口は、令和42年(2060年)時点で1,100人に設定しています。これは、合計特殊出生率を現在水準(1.47)で維持するとともに、社会動向を均衡させ、毎年0.0%の移動率を目標としています。

この水準の下では、令和27年(2045年)時点の6歳人口を複式学級の基準となる8人程度確保するとともに、高齢化率を50%以下で抑えることができます。

◆図表:3-4: 総人口及び高齢化率の推計



◆図表:3-5: 6歳人口の推計



◆ 図表 3-6 将来展望（第 2 期 小川村人口ビジョン）

●本村の人口将来展望

①引き続き良好な出産子育て環境を整え、合計特殊出生率を現在水準(1.47)で維持する

②若い世代を中心に転入を促進・転出を抑制することで、社会動態を均衡させ、毎年 0.0%の移動率を実現する

▼

目標 2060 年に 1,100 人の人口を確保する

◆ 図表 3-7 目標人口の推移（第 2 期 小川村人口ビジョン）



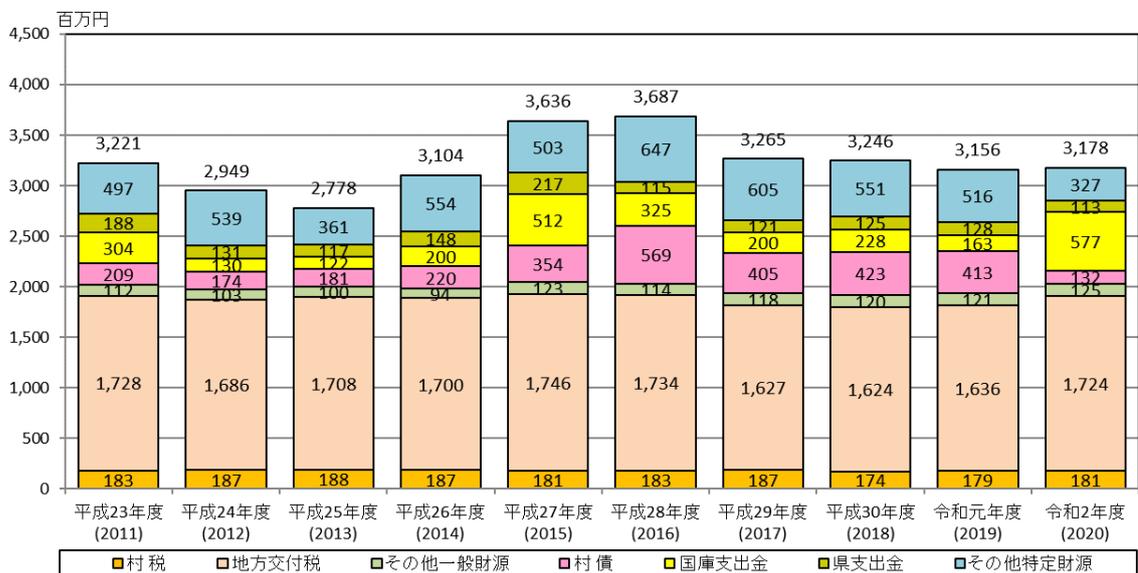
2 財政状況

(1) 歳入の状況

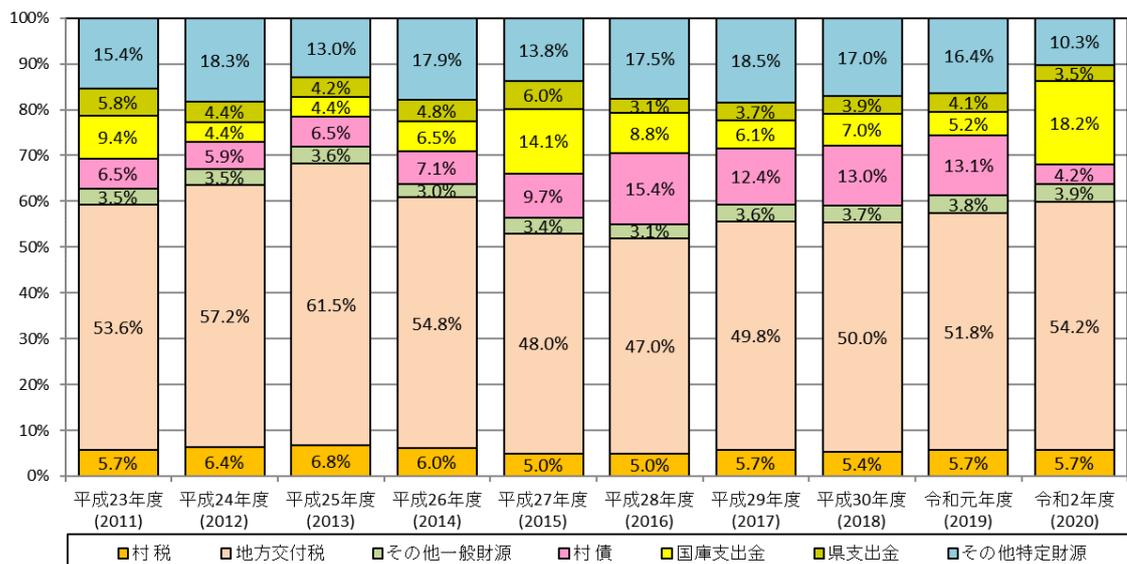
令和2年(2020年)度における歳入総額は31.7億円となっており、前年度とほぼ変わらない金額となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね1.8億円ではほぼ横ばいであり、令和2年(2020年)度の村税収入は1.8億円で、歳入に占める村税の割合は5.7%となっています。今後、高齢化が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、平成23年(2011年)度以降概ね17億円前後であり、令和2年(2019年)度で歳入全体の50.0%程度を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-8 歳入決算額の推移(普通会計)



◆図表 3-9 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



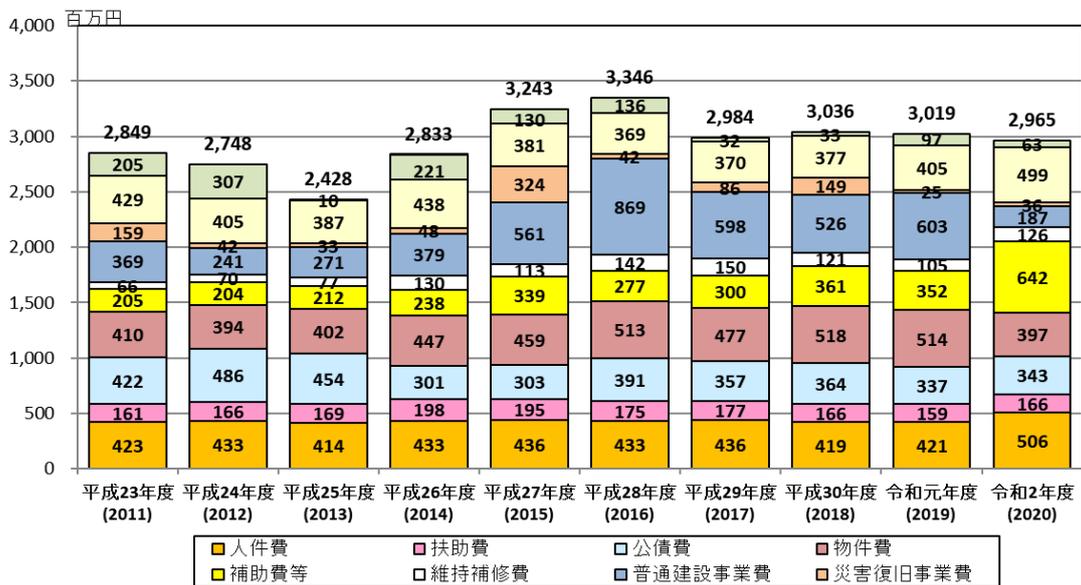
注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

(2) 歳出の状況

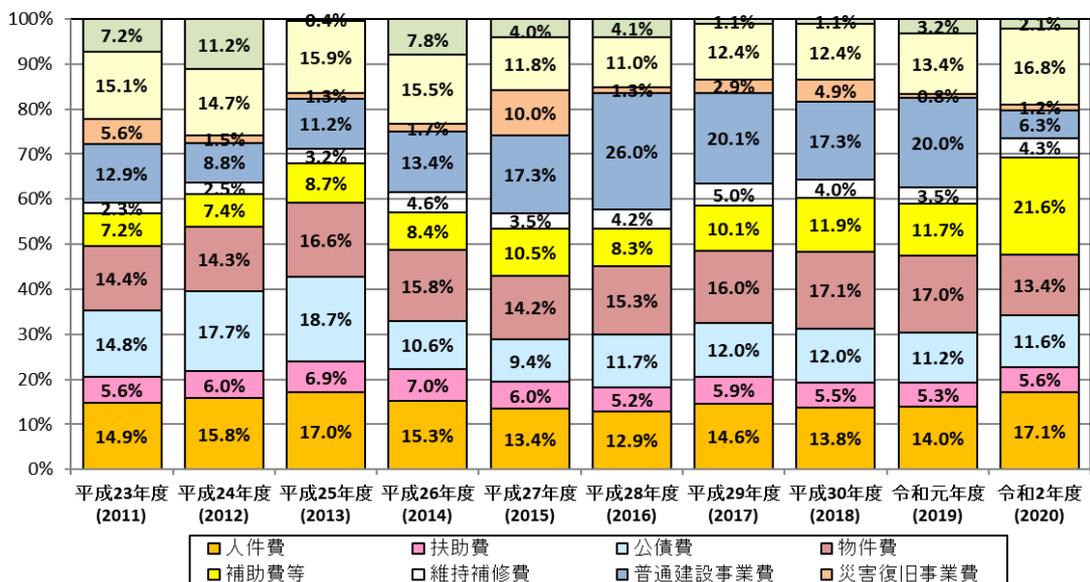
歳出の内、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は横ばい傾向ではあるものの、高齢化の進展により、今後は扶助費にあたる医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

経常的経費（物件費、補助費等、維持補修費）も横ばい傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度に補助費等が新型コロナウイルス感染症対策として特定給付金や事業者支援等により6.4億円と大きく増加しています。また、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）は、平成23年（2011）年度以降、年度による変動はみられるものの、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

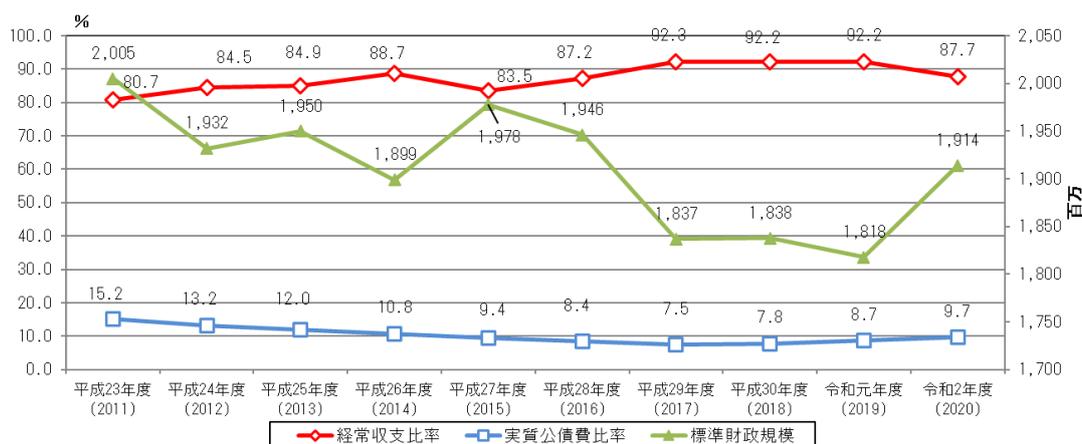
◆ 図表 3-10 歳出決算額の推移（普通会計）



◆ 図表 3-11 歳出決算額構成比の推移（普通会計）



◆ 図表 3-12 財政指標



経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示しています。

実質公債費率：地方公共団体の一般財源の標準的な規模に占める全部の会計の公債費や、加入している一部事務組合が負担する公債費や、公債費に準ずる債務負担行為などの、公債費に準ずる経費の比率を示しています。

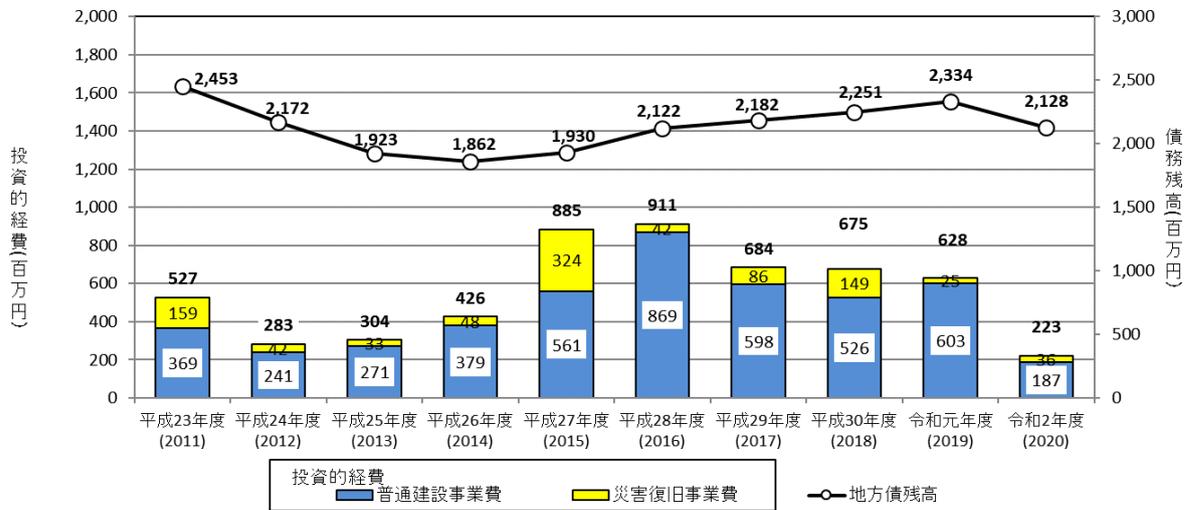
標準財政規模：標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総量（規模）を表します。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに用います。

(3) 投資的経費・地方債残高及び基金の推計

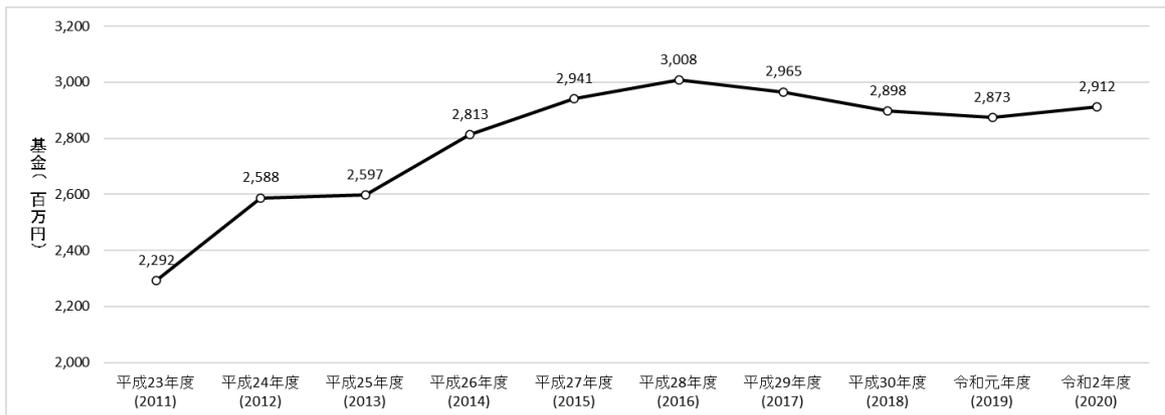
平成23～26年（2011～2014年）度にかけて、投資的経費は約4億円前後で推移しています。その際、地方債残高は減少傾向にあります。平成27～令和元年（2015～2019年）度にかけて、投資的経費は約7.5億円前後で推移しています。その際、地方債残高は増加傾向にあります。公共施設等への投資を計画的に検討及び実施し、その財源として地方債を効果的に活用していることがわかります。

基金は、特定の事業の財源として支出する目的や、年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際の活用をしています。

◆ 図表 3-13 投資的経費と地方債残高の推移



◆ 図表 3-14 基金の推移



(4) 有形固定資産減価償却率の推移

地方公会計制度の導入により、建築物等の資産を見た目では判断できない金額的な価値を把握できるようになりました。資産は使用年数の経過とともに、そのものが劣化したり陳腐化したりし、価値を減少させるという性質があります。価値が減少した度合いを「減価償却率」という指標で表しています。割合が高い資産ほど、価値が減少していることとなります。

令和元年（2019）年度末時点の本村における減価償却率の最も高い施設は、認定こども園・幼稚園・保育所（82.8%）となっており、最も低いのが体育館・プール（46.3%）となっています。

全体では63.1%となっており、過去5年の推移でみると増加傾向にあります。

◆図表 3-15 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

分類名	有形固定資産減価償却率（%）				
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
公 営 住 宅	67.6	69.0	70.9	72.6	74.1
認定こども園・幼稚園・保育所	64.4	69.0	73.6	78.2	82.8
学 校 施 設	67.6	69.5	71.5	73.7	75.8
公 民 館	71.0	73.0	75.0	77.0	79.0
体 育 館 ・ プ ー ル	37.5	39.7	41.9	44.1	46.3
福 祉 施 設		45.1	42.9	45.6	48.2
保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所	70.0	72.0	74.0	76.1	78.1
消 防 施 設	94.7	67.0	67.6	70.7	73.3
庁 舎	58.0	60.1	62.1	64.1	66.1
道 路	50.7	52.0	53.3	56.1	58.1
橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル	74.6	76.1	77.5	78.9	80.2
全 体	57.6	59.8	60.8	62.2	63.1

出展：長野県市町村財政状況資料集

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

本村では、以下の課題が見込まれます。

- ・人口減少に伴い、自主財源となる村税の減少
- ・少子高齢化による扶助費の増加（社会保障費の増大）
- ・公共建物等の老朽化に伴う投資的経費の増加

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適切利用と交付税措置のある起債の活用、公共施設新改築基金への積み増し、また、新しい課税客体の創出等により、財源の確保を図るとともに、地域への資材支給など公民協働の施策を継続しコスト削減を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

(1) 公共建築物の保有状況の推移

本村の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」（以下、総務省提供ソフトという。）の分類表を基本に整理しています。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 53,542.48 m² であり、その内訳は、学校教育施設が 20.4% と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 18.7%、公営住宅が 16.5% と続き、この3分類で全体の5割以上を占めていることがわかります。

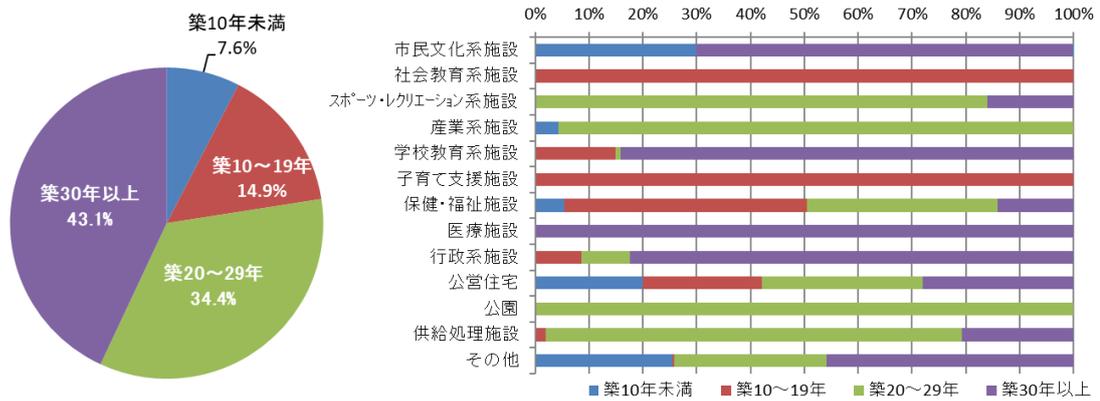
◆ 図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

策定時平成28年(2016年)度				令和2年(2020年)度			増減の主な理由
大分類	中分類	施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)	構成比	
市民文化系施設	集会施設	1	2,214.00	3	3,335.42	6.2%	[建設]バスティ高府・移住体験施設
社会教育系施設	博物館等	3	803.81	3	803.81	1.5%	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4	4,982.95	4	4,982.95	9.3%	
	レクリエーション施設・観光施設	35	4,999.51	36	5,055.23	9.4%	[建設]アルプス展望広場公衆トイレ [増築]小川村ふるさと伝統館 [取り壊し]トイレ棟(小川村ふるさと伝統館)
産業系施設	産業系施設	4	3,061.46	4	3,061.46	5.7%	
学校教育系施設	学校	21	10,913.86	21	10,913.86	20.4%	
子育て支援施設	幼保・こども園	1	928.77	1	928.77	1.7%	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	6	2,961.79	6	2,961.79	5.5%	
	障害福祉施設	2	1,069.31	2	1,069.31	2.0%	
	保健施設	3	770.50	3	770.50	1.4%	
医療施設	医療施設	2	368.96	2	368.96	0.7%	
行政系施設	庁舎等	2	3,007.76	2	3,007.76	5.6%	
	消防施設	8	615.29	7	545.62	1.0%	[譲渡]消防コミュニティーセンター成就
	その他行政系施設	18	1,999.05	17	1,939.05	3.6%	[取り壊し]村営バス車庫
公営住宅	公営住宅	64	8,041.26	67	8,837.08	16.5%	[建設]鶴牧田西団地(011,012,013,014)、グランドハイツ小川
公園	公園	3	150.53	3	150.53	0.3%	
供給処理施設	供給処理施設	9	1,308.84	9	1,308.84	2.4%	
その他	その他	46	3,004.19	45	3,501.54	6.5%	【道の駅整備】 [建設]ファミリーマート棟、公衆トイレ [建替え]農産物加工施設、さんさん市場 【その他】 [建設]バスティ高府外部トイレ [譲渡]旧夏和保育所 [取り壊し]バス待合所
合計		232	51,201.84	235	53,542.48	100.0%	

(2) 築年別整備状況

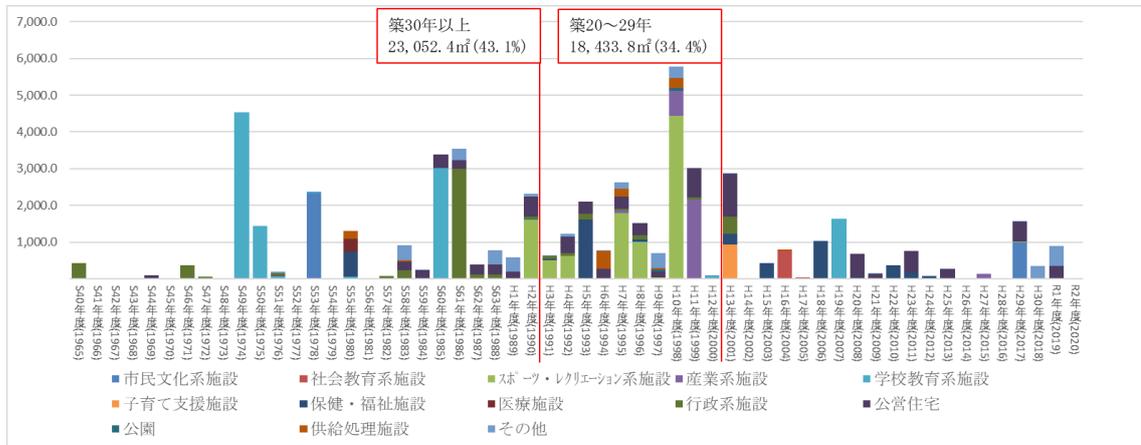
昭和 61 年（1986 年）以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の 43.1%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 77.5% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆図表 4-2 建築年別延床面積の割合



注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

◆図表 4-3 建築年次別延べ床面積の状況

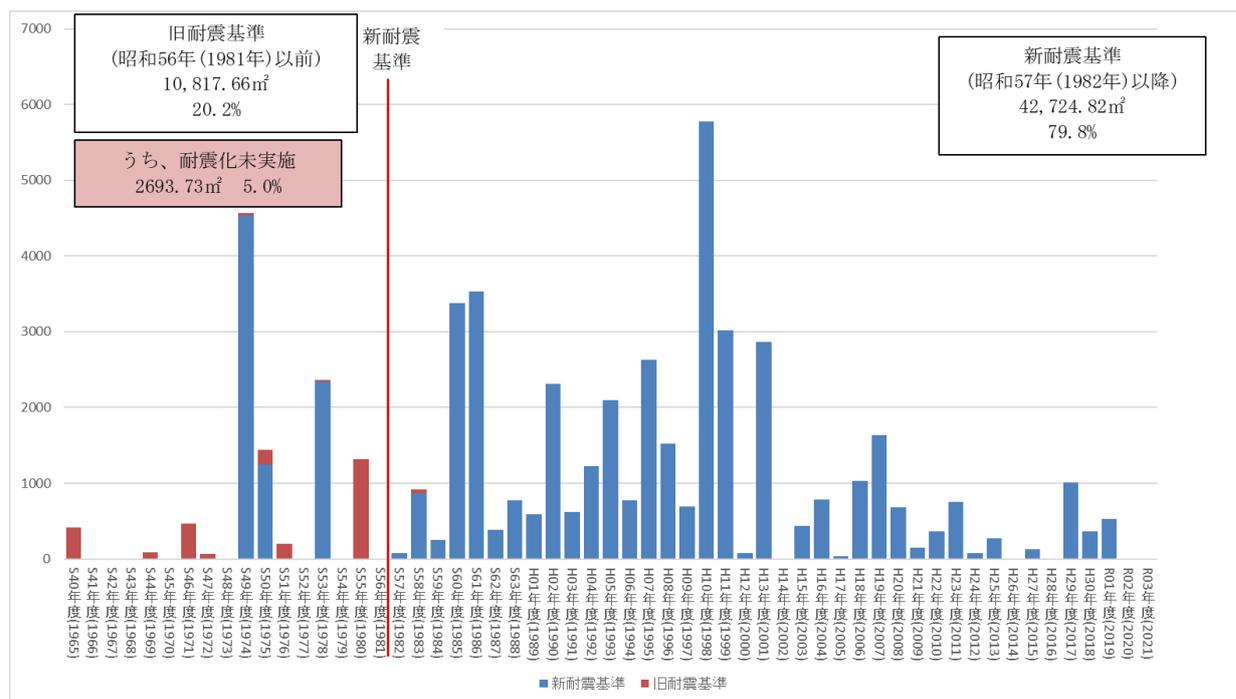


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の79.8%が新耐震基準による整備、残りの20.2%が昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震化未実施の施設が5.0%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-4 耐震化実施状況



インフラ施設の現状

(1) インフラ施設の保有状況の推移

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 381.5km、橋りょうが 117 橋、上水道管路延長が 151.6km、下水道管路延長が 53.3km など図表 4-5 のとおりとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

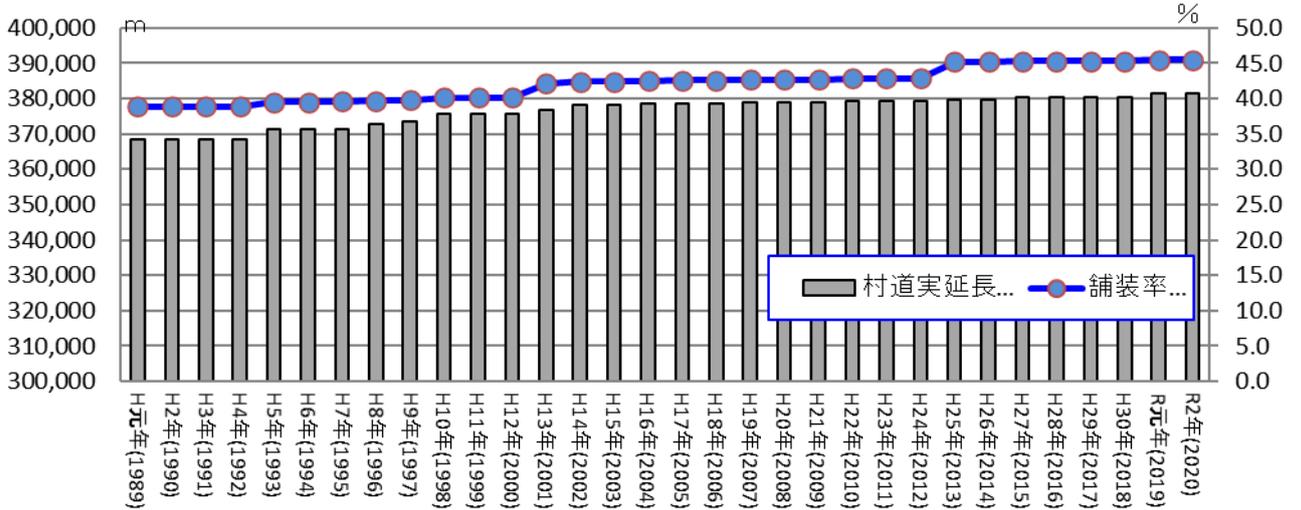
◆図表 4-5 インフラ施設の保有状況の推移

種別	主な施設	施設数	
		平成 28 年 (2016 年)度末	令和 2 年 (2020 年)度末
道路	道路延長	380,307m	381,476m
	1 級村道延長	39,875m	39,871m
	2 級村道延長	32,522m	31,764m
	その他村道延長	307,910m	309,841m
橋りょう	橋りょう数	117 橋	117 橋
上水道	管路総延長	133,428m	151,567m
	導水管	16,875m	16,875m
	送水管	26,380m	25,545m
	配水管	90,173m	109,147m
	浄水場	3 施設	3 施設
	配水池	19 施設	19 施設
	ポンプ室及びポンプ槽	19 施設	19 施設
下水道	管路総延長	53,220m	53,308m
	処理施設	2 施設	2 施設
農林業施設	農道延長	33,661m	33,661m
	農道橋りょう数	1 橋	1 橋
	農道トンネル	1 箇所	1 箇所
	林道延長	18,540m	18,540m
	林道橋りょう数	4 橋	4 橋
	用水路	—	17,283m
	ため池	4 施設	4 施設
	水管橋	—	1 施設

ア 道路

令和 2 年（2020 年）の村道の実延長は、381,476mあり、舗装率は 45.5%の整備となっています。推移については、平成元年（1989 年）の 368,517mから 12,959 m（3.5%）伸びています。

◆ 図表 4-6 道路（村道）の年度別整備状況

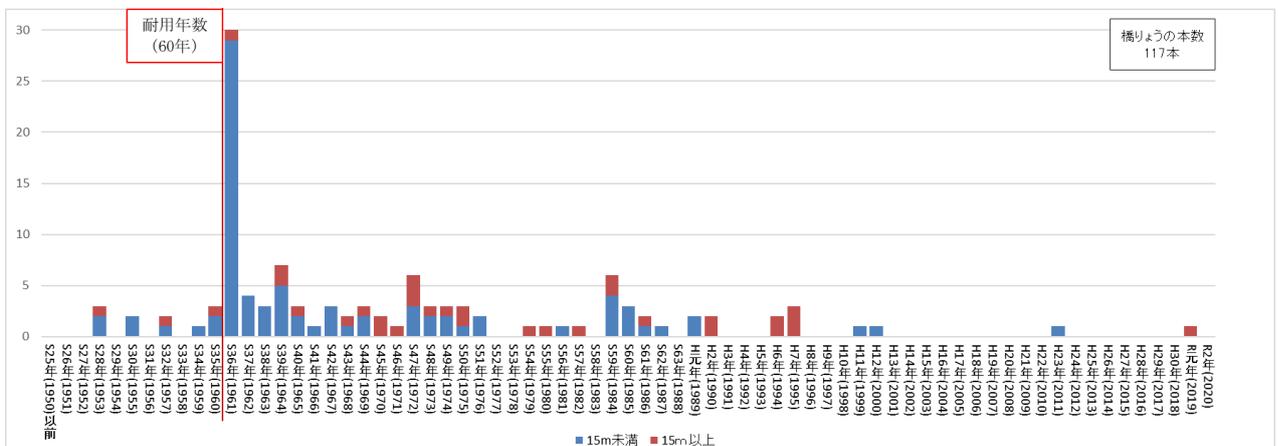


イ 橋りょう

橋りょうについては、耐用年数の 60 年を超えているものが 12 橋、供用年数が 50～59 年のものが 58 橋と最も多く、40～49 年が 20 橋となっており、供用年数が 40 年以上の橋梁は 90 橋で全橋梁の 77%を占め、管理する橋りょうの多くが 20 年後には供用年数が 60 年を越すこととなります。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ橋梁を計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆ 図表 4-7 橋りょうの年度別整備数

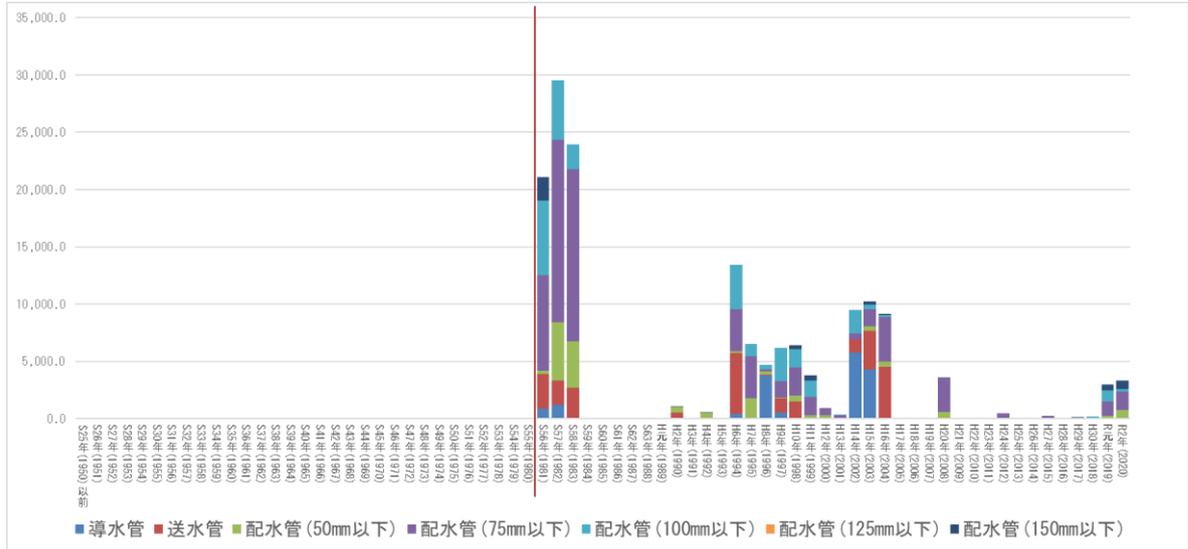


ウ 上水道

現在、村が管理する水道管の総延長は 151,567m となっています。

水道管の老朽化の状況を見ると、3 年後の令和 5 年（2023 年）には全体の 5 割が耐用年数（40 年）に達する見込みです。

◆ 図表 4-8 上水道管の年度別整備状況

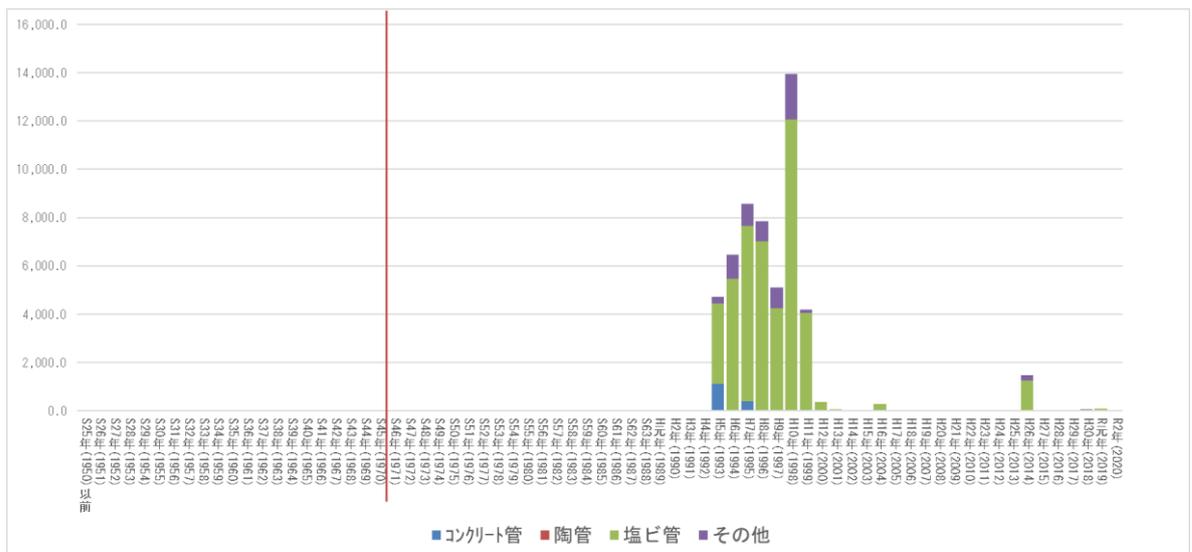


エ 下水道

現在、村が管理する下水道管の総延長は 53,308m となっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものはなく、最も早いもので 24 年後の令和 26 年（2044 年）に更新時期に達する見込みです。

◆ 図表 4-9 下水道管の年度別整備状況



2 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

検討委員会により検討し、令和2年度に2施設、延べ床面積で211.72㎡譲渡しています。

◆図表 4-10 譲渡施設一覧

施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	対策実施 年度	対策
消防コミュニティーセンター成就	69.67	平成4年度	令和2年度	譲渡
旧夏和保育所	142.05	昭和47年度	令和2年度	譲渡

(2) 長寿命化改修の実施状況

小川村橋梁長寿命化計画修繕計画（第2期）に基づき、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度にかけて、8橋について長寿命化修繕工事を実施しています。

◆図表 4-11 橋梁長寿命化改修工事一覧

実施年度	事業名
平成30年度	平成30年度 橋梁長寿命化修繕工事（179）繰越村道1号線 小川村 落合橋
	平成30年度 橋梁長寿命化修繕工事（180）繰越村道1号線 小川村 土合橋
	平成30年度 橋梁長寿命化修繕工事（181）繰越村道18号線 小川村 久木橋
令和元年度	令和元年度 橋梁長寿命化修繕工事（178）村道21号線 小川村 中尾橋
	令和元年度 橋梁長寿命化修繕工事（179）村道28号線 小川村 山秋橋
令和2年度	令和2年度 橋梁長寿命化修繕工事（116）村道13号線 小川村 網張2号橋
	令和2年度 橋梁長寿命化修繕工事（115）村道1-11号線 小川村 瀬戸川橋
	令和2年度 橋梁長寿命化修繕工事（114）村道28-4号線 小川村 上坂橋

(3) 各種個別施設計画の策定状況

◆図表 4-12 個別施設計画一覧

策定年度	計画名称
平成22年度	・小川村公営住宅長寿命化計画
平成29年度	・小川村橋梁長寿命化修繕計画（第2期）
令和元年度	・農道橋梁点検・個別施設施策 ・林道橋梁点検・個別施設施策
令和2年度	・小川村公共施設個別施設計画 ・小川村公営住宅長寿命化計画 改訂 ・農業水利施設個別計画 ・小川村下水道ストックマネジメント計画
令和3年度	・小川村橋梁長寿命化修繕計画（第3期）

3 将来の更新費用の推計

(1) 個別施設計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時や、重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、個別施設計画で策定された必要コストを比較する事により、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

個別施設計画未策定またはコスト算定されていない個別施設計画の種別については、単純更新費用は総務省提供ソフトにて算定し、個別施設計画の更新費用は単純更新費用と同額とします。

個別施設計画策定済みで、総務省提供ソフトで更新費用が算出できない「農業水利施設」は、単純更新費用を個別施設計画の事業費と同額とします。

◆図表 4-13 更新費用の根拠

種別	利用データ		
	単純更新	個別施設計画	
公共建築物 (公営住宅以外)	個別施設計画の 従来型の事業費	個別施設計画の 中・長期計画の事業費	
公営住宅	総務省提供ソフト算出データ	単純更新と同額	
道路	総務省提供ソフト算出データ	単純更新と同額	
橋りょう	村道	対症療法型の事業費	予防保全型の事業費
	林道	総務省提供ソフト算出データ	個別施設計画の事業費
	農道	総務省提供ソフト算出データ	単純更新と同額
上水道	総務省提供ソフト算出データ	単純更新と同額	
下水道	下水道ストックマネジメント計画記載の標準耐用年数での更新に係る事業費	下水道ストックマネジメント計画記載の目標耐用年数での更新に係る事業費	
農業水利施設	個別施設計画と同額	個別施設計画の事業費	

(2) 単純更新における将来の更新費用の推計

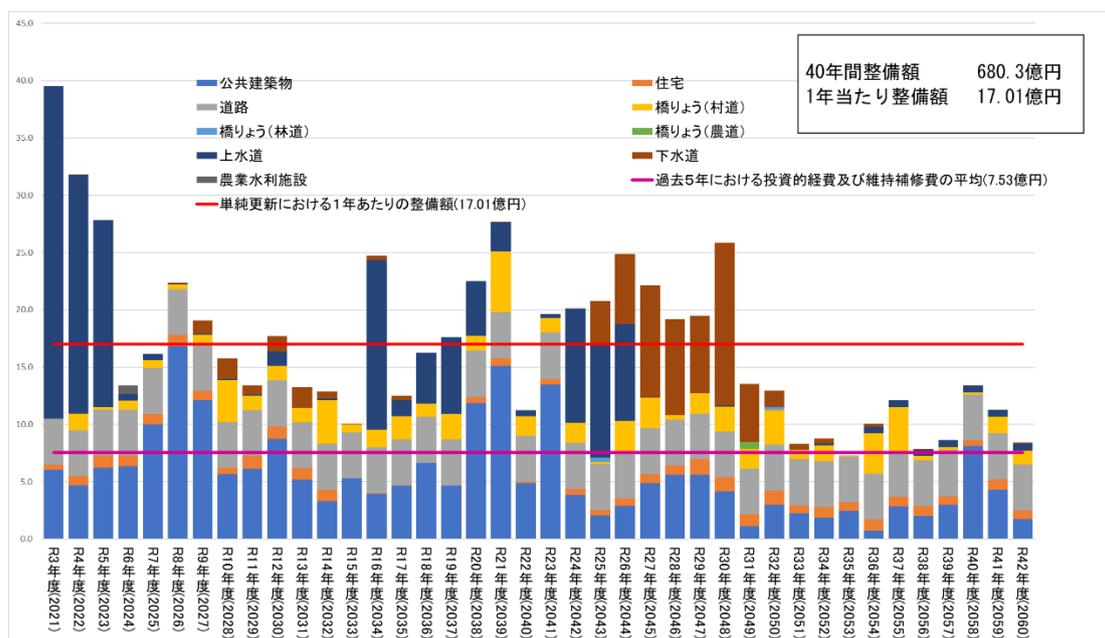
今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は40年間で680.3億円、年平均で17.01億円と試算され、過去5年の投資的経費及び維持補修費の平均(7.53億円)と比較して約2.3倍になります。

◆図表 4-14 更新費用の推計 (単純更新)

種別	更新費用の推計	
	40年累計	単年平均
公共建築物	252.7億円	6.32億円
公共建築物 (公営住宅以外)	224.4億円	5.61億円
公営住宅	28.3億円	0.71億円
インフラ施設	417.7億円	10.69億円
道路	160.4億円	4.01億円
橋りょう	63.8億円	1.60億円
村道	62.5億円	1.56億円
林道	0.7億円	0.02億円
農道	0.6億円	0.02億円
上水道	137.5億円	3.44億円
下水道	65.1億円	1.63億円
農業水利施設	0.8億円	0.02億円
合計	680.3億円	17.01億円

注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

◆図表 4-15 将来の更新費用の推計 (公共建築物及びインフラ施設)



(3) 個別施設計画における将来の更新費用の推計

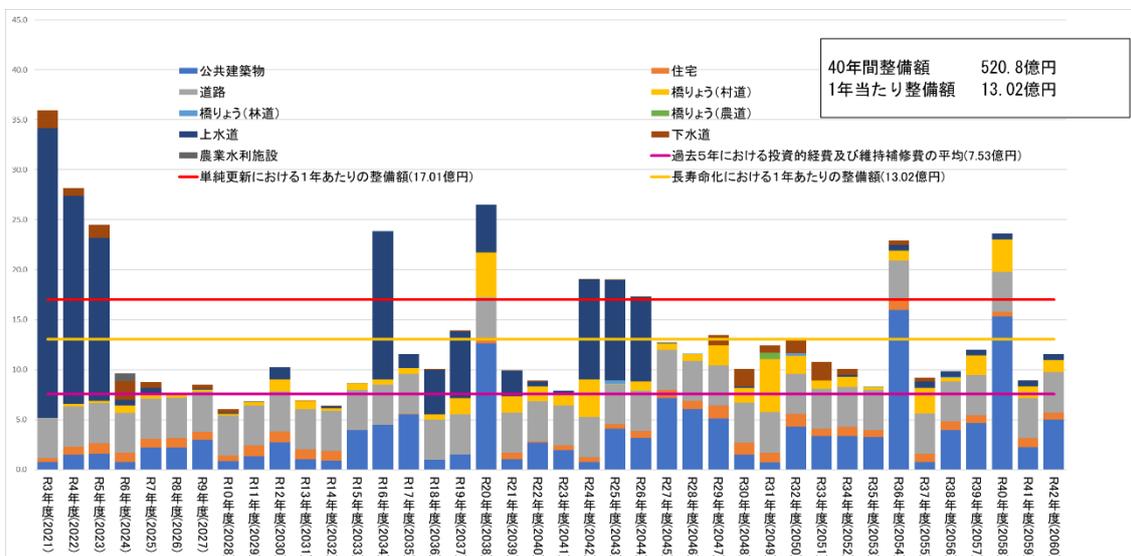
具体的な対応方針や必要コストの縮減及び財政負担の軽減・平準化を図り、試算した結果を集約したところ、更新費用の合計は40年間で520.8億円、年平均で13.02億円と試算され、単純更新による必要コストの平均(17.01億円)と比較して約0.8倍になりましたが、過去5年の投資的経費及び維持補修費の平均(7.53億円)と比較して約1.7倍になります。

◆図表 4-16 更新費用の推計 (個別施設計画)

種別	更新費用の推計	
	40年累計	単年平均
公 共 建 築 物	172.5 億円	4.31 億円
公 共 建 築 物 (公 営 住 宅 以 外)	144.2 億円	3.61 億円
公 営 住 宅	28.3 億円	0.71 億円
イ ン フ ラ 施 設	348.3 億円	8.71 億円
道 路	160.4 億円	4.01 億円
橋 り よ う	49.7 億円	1.24 億円
村 道	48.3 億円	1.21 億円
林 道	0.7 億円	0.02 億円
農 道	0.6 億円	0.02 億円
上 水 道	137.5 億円	3.44 億円
下 水 道	15.6 億円	0.39 億円
農 業 水 利 施 設	0.8 億円	0.02 億円
合 計	520.8 億円	13.02 億円

注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

◆図表 4-17 個別施設計画における将来更新費用



(4) 個別施設計画の効果

個別施設計画策定の効果については、今後 40 年間で 21.1%の削減が見込めます。ただし、過去 5 年における投資的経費・維持補修費（7.53 億円）と比べると 1.7 倍のコストがかかってきています。

今後はより国・県の財政支援として国庫補助、地方債、過疎債や公営企業債等を計画的・有効的に活用していくことが重要になります。

また、未策定の個別施設計画の策定や既存の個別施設計画の定期的な更新・見直しにより更なる効果を求めることも重要となります。

◆図表 4-18 今後 40 年の維持管理・更新等に係る経費の見込み（百万円）

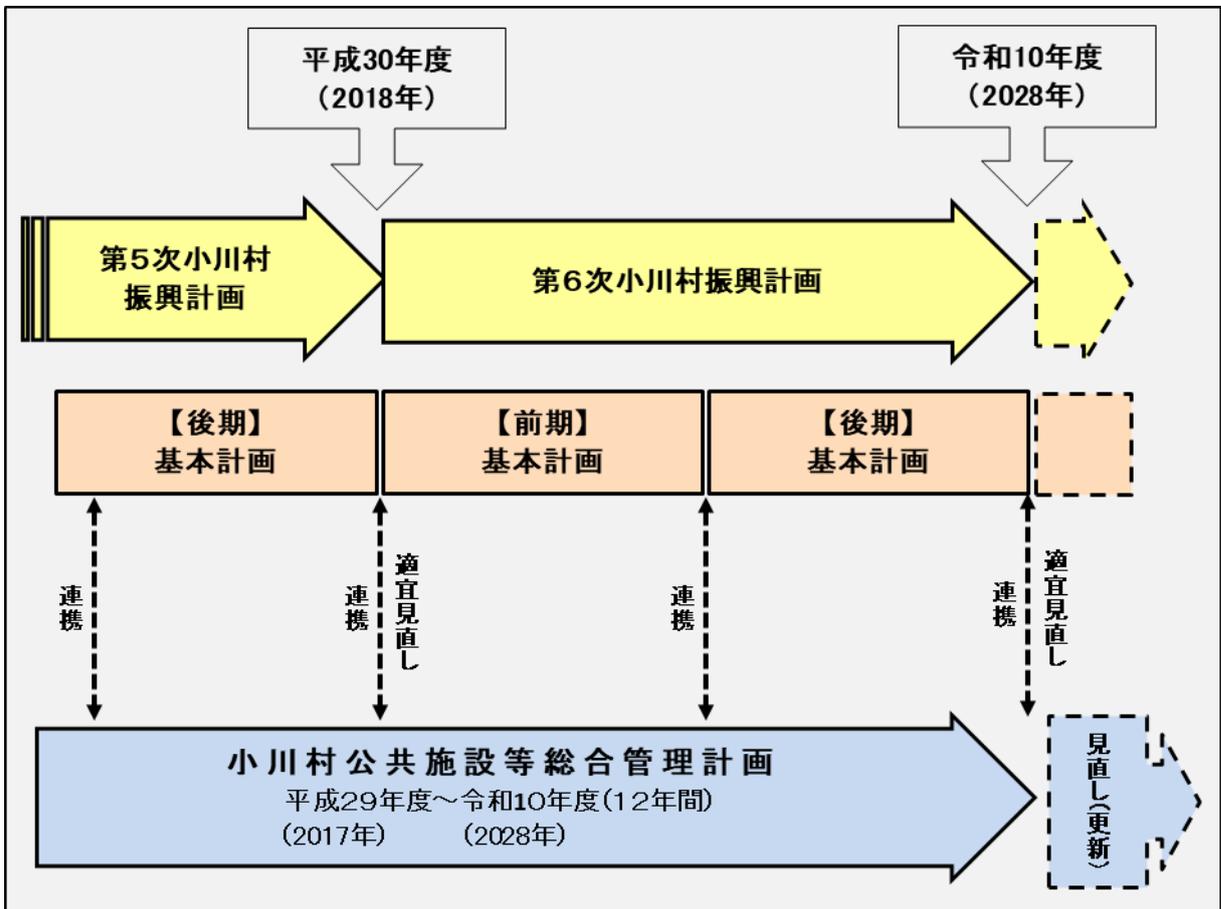
		単純更新 算定額	個別施設計画 算定額	効果額	削減率	
公共 建築物	公共建築物 (公営住宅以外)	22,441.2	14,421.9	8,019.3	35.7%	
	公営住宅	2,830.3	2,830.3	—	—	
イン フラ	道路	16,041.7	16,041.7	—	—	
	橋りょう	村道	6,247.5	4,831.1	1,416.4	22.7%
		林道	70.8	70.7	0.1	0.1%
		農道	63.5	63.5	0.0	—
	上水道	13,748.8	13,748.8	0.0	—	
	下水道	6,512.0	1,564.0	4,948.0	76.0%	
	農業水利施設	76.5	76.5	0.0	—	
合計		68,032.2	53,648.4	14,383.8	21.1%	

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、令和2年(2020年)度から令和42年(2060年)度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「小川村振興計画」などと連動しながら、令和10年(2028年)度までを対象期間とします。なお、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直しを行ない、改訂することとします。令和10年(2028年)度は、10年間を基本的な計画期間とする「小川村振興計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和10年(2028年)度を計画の目安として設定しました。

◆図表 5-1 計画期間（小川村振興計画との関係）

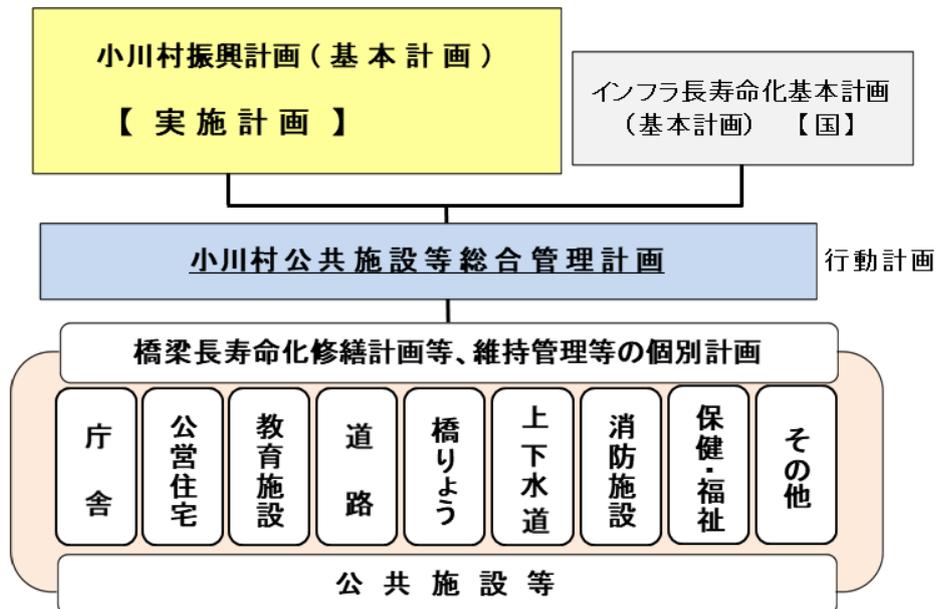


2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

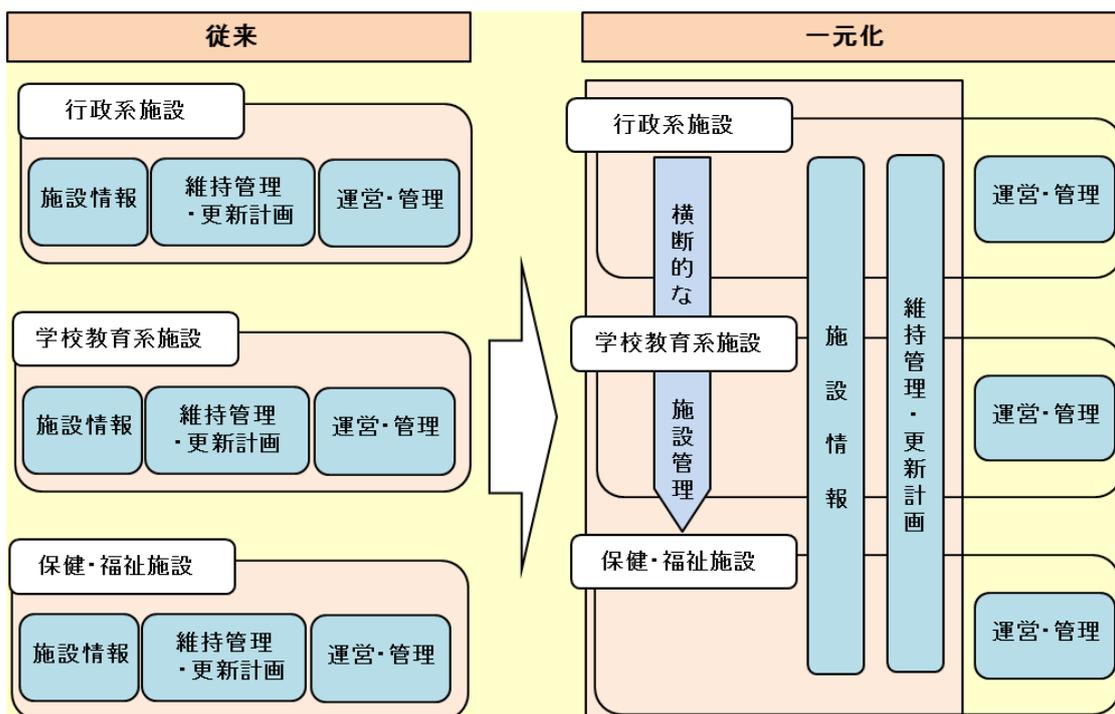
本計画は、「小川村振興計画」と整合を図りながら、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

また、地方公会計による財務書類との連携方法についても検討します。

◆ 図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆ 図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、高齢化の進行による人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過大な状況が続くと考えられることから、適正規模にするための施策が必要となります。

② 品質の適正性

今後、更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

③ コスト（財務）の適正性

投資的経費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、他施設との複合化や統廃合・集約化の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も既存施設の維持管理に当たっては、修繕や光熱水費・清掃費などのランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

個別施設計画で検討した結果、取壊しや譲渡を予定している建物が、令和 10(2028)年度までに 12 棟 (1878.27 m²)、令和 11(2029)年度以降は 40 棟 (2,079.32 m²)となりました。また、継続検討の建物は令和 11(2029)年度以降に、4 棟 (260.99 m²)となっています。

公共施設は、それぞれが異なる目的と役割を担っているため、数量の削減は、関係者や地域の理解が必要なため容易ではありません。

しかし施設関連経費の増加や人口減少の影響は年々大きくなるものとみられます。このため、特に以下の 3 点に留意する必要があります。

- ・ 利用状況、劣化状況により検討する機能や建物維持をする施設については、早期に検討して地域等の意向を十分に踏まえながら方向性を決め、計画的に実行していきます。
- ・ 少子高齢化や人口減少という社会構造変化のもと、公共施設の建替えや大規模改造、長寿命化改修などの際には、施設規模の最適化に留意して検討を進めていきます。
- ・ 適切な時期に適切な維持管理、修繕を行うことにより、建物や設備の寿命を

延ばし、ライフサイクルコストの低減に繋げていきます。

◆ 図表 5-4 削減検討数量

分類	令和10(2028)年まで		令和11(2029)年以降	
	施設数(棟)	延床面積(m ²)	施設数(棟)	延床面積(m ²)
取壊し	2	9.00	38	1,931.09
譲渡	10	1,869.27	2	148.23
計	12	1,878.27	40	2,079.32
継続検討	0	0.00	4	260.99

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道施設、農林業施設を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各個別施設計画等に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・集約化・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後にも必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検を実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修(事後保全)を行うのではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討します。

PPP : Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

PFI : Public Finance Initiative の略。PPPの代表的な手法の一つ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険を除去し安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

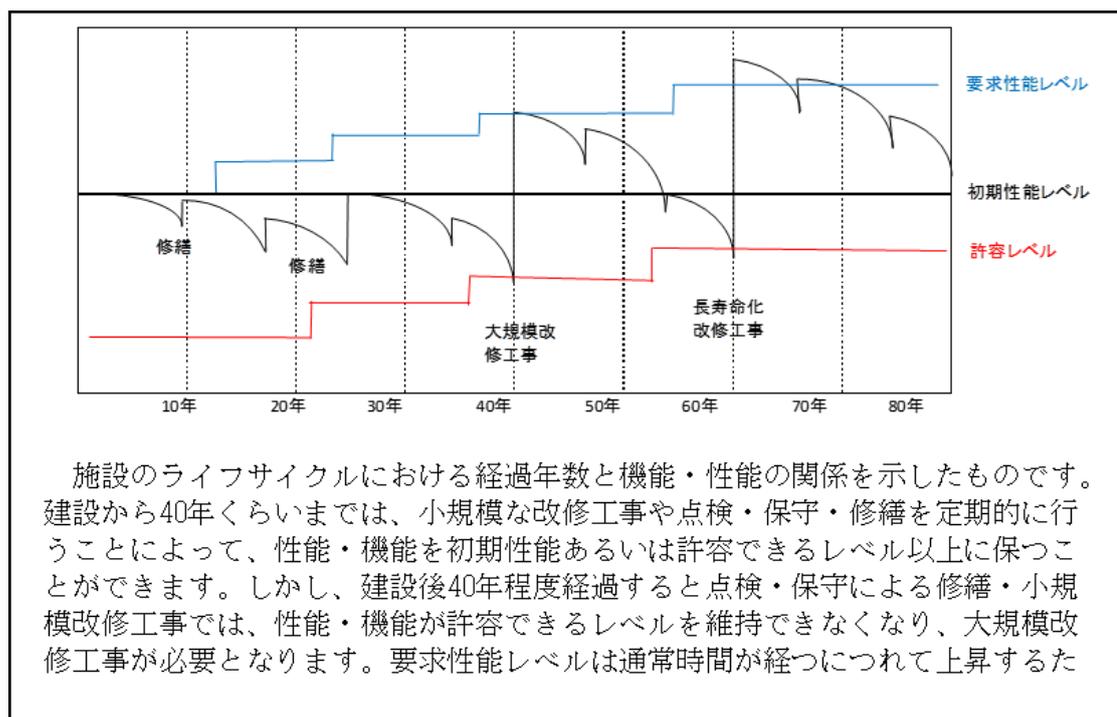
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、施設利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を実施し不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの個別施設計画等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別施設計画等を策定することを検討します。

◆ 図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの様式化や多言語表記案内の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。今後の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを進め、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「小川村振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行い、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

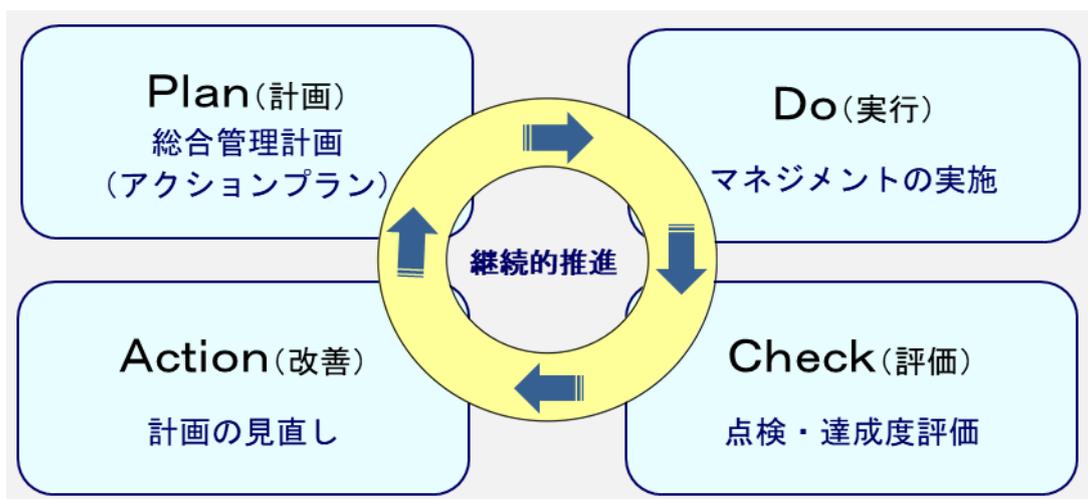
計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会等との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

本計画は、「小川村振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◆図表 5-6 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積(m ²)	主な施設
文化系施設	集会施設	3,335.42	小川村公民館、バステイ高府、移住体験施設
社会教育系施設	博物館等	803.81	小川村郷土歴史館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,982.95	小川村さわやかふれあいスポーツセンター、小川村屋内ゲートボール場
	レクリエーション施設・観光施設	5,055.23	星と緑のロマンビア施設、小川村山村振興交流促進センター、ふるさと伝統館
産業系施設	産業系施設	3,061.46	林りん館、小川村堆肥センター
学校教育系施設	学校	10,913.86	小川小学校、小川中学校
子育て支援施設	幼保・こども園	928.77	小川村保育園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,961.79	小川村在宅福祉支援センター
	障害福祉施設	1,069.31	小川村福祉企業センター
	保健施設	770.50	小川村保健センター
医療施設	医療施設	368.96	小川村国民健康保険直営診療所
行政系施設	庁舎等	3,007.76	役場庁舎
	消防施設	545.62	消防コミュニティーセンター
	その他行政系施設	1,939.05	建設機械センター、小川村防災備蓄倉庫
公営住宅	公営住宅	8,837.08	公営住宅
公園	公園	150.53	大洞施設管理棟、四阿
供給処理施設	供給処理施設	1,308.84	浄水場、浄化センター
その他	その他	3,501.54	教員住宅、道の駅おがわ、火葬場
合計		53,542.48	

1 公共建築物の施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

公民館は、地域の交流・親睦を深める場として、また、緊急時の避難所としての役割を果たしています。耐震化工事は、平成 21 年（2009 年）度を実施していますが、築後 35 年以上経過しているため、計画的な維持管理を行なっていく必要があります。

◆図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	3 施設	延床面積	3,335.42 m ²
対象施設	小川村公民館、バスティ高府、移住体験施設				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 村民の交流・親睦を深める場として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。 また、施設の耐震化工事を実施しているが、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を計画的に行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、総合的性格をもち社会教育、コミュニティ活動の中核的な施設として、より効果的な活用ができるよう立地場所や運営方式を検討します。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村は、小川村郷土歴史館を保有しています。

小川村郷土歴史館は、建設されてから10年以上が経過しているため、計画的な維持管理を行なっていく必要があります。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区分	博物館等	施設数	3施設	延床面積	803.81 m ²
対象施設	小川村郷土歴史館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を計画的に行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討します。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として、さわやかふれあいスポーツセンター(びっくらんど小川)・屋内ゲートボール場を保有しています。さわやかふれあいスポーツセンターは、築20年以上経過していることから、計画的な維持管理を行なっていく必要があります。屋内ゲートボール場は築25年以上が経過しており、必要な維持管理を行い、今後廃止を検討していきます。

レクリエーション施設・観光施設として、星と緑のロマンピア施設などを保有しています。同施設の本館と体験施設体験館は、計画的な維持管理を行なっていく必要があります。山村振興交流促進センターについては、指定管理満了時に譲渡を検討していきます。

◆図表 6-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	4施設	延床面積	4,982.95 m ²
対象施設	小川村さわやかふれあいスポーツセンター、小川村屋内ゲートボール場				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	36施設	延床面積	5,055.23 m ²
対象施設	星と緑のロマンピア、小川村マレットゴルフ場管理棟、アルプス展望広場、小川村山村振興交流促進センター、道の駅おがわ				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 観光・スポーツの要所として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 部位修繕等、計画的な維持管理に努め、今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討します。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(4) 産業系施設

産業系施設として小川村林業体験交流施設 林りん館、小川村堆肥センターなどを保有しています。

体験農業交流施設や林りん館については、指定管理満了時に譲渡を検討していきます。

◆図表 6-5 公共建築物（産業系施設）の保有状況

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	4施設	延床面積	3,061.46㎡
対象施設	小川村林業体験交流施設 林りん館、小川村堆肥センター、小川村体験農園施設、C材ステーション管理棟				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 堆肥センターは、大規模改造等を行わず、必要に応じた維持管理を行います。その他の施設は、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。</p> <p>【安全確保の実施方針】 建物老朽化調査の結果に基づき、修繕を進めるとともに、今後も点検・診断等を行い、必要に応じ修繕を行い安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式や廃止も含め、施設のあり方を検討します。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

小学校、中学校は建設されて30年以上が経過しています。新耐震基準前に建設された小学校については、平成6～7年（1994～1995年）度にかけて大規模改修を行い、平成20年（2008年）度に校舎の耐震化工事、平成27年（2015年）度に体育館等の非構造部材耐震化工事が終了しました。また、中学校についても、平成27年（2015年）度に体育館の非構造部材耐震化工事が終了しています。

小学校、中学校の建設から30年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要となってきます。

◆図表 6-6 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	21施設	延床面積	10,913.86㎡
対象施設	小川小学校、小川中学校				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	928.77㎡
対象施設	小川村保育園				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 施設の耐震化工事は実施済みではあるが、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。 児童、生徒、園児の安全安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、施設の点検・修繕を優先的に進めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 中学校は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。</p> <p>【安全確保の実施方針】 児童、生徒、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 小中学校の学校施設については、少子化による児童数の減少や小学校教育と中学校教育のつながりの円滑化を図るため小中一貫教育も視野に入れ、将来の施設の在り方を検討します。また旧耐震基準の建物については、廃止・取り壊しを行いません。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(6) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設 4 施設、障害福祉施設 1 施設、保健施設 1 施設、診療所 1 施設を保有しています。

老朽化（築 40 年以上）が進んでいる小川村保健センター・小川村国民健康保険直営診療所は、建物老朽化調査から経過観察が必要であり、今後大規模な修繕や更新が必要と考えられます。

◆図表 6-7 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	6 施設	延床面積	2,961.79 m ²
対象施設	小川村いきいき交流施設、小川村在宅福祉支援センター、湯の沢温泉小川荘、いきいきプラザ小川荘				
区分	障害福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	1,069.31 m ²
対象施設	小川村福祉企業センター				
区分	保健施設	施設数	3 施設	延床面積	770.50 m ²
対象施設	小川村保健センター				
医療施設					
区分	医療施設	施設数	2 施設	延床面積	368.96 m ²
対象施設	小川村国民健康保険直営診療所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。特に保健センターは、災害時における避難所としての機能確保を図るため、状況を確認しながら耐震診断及び耐震補強等を適宜行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 各施設とも設置目的の重要性、利用状況を見る中で、統廃合を含め施設のあり方や、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから30年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他の施設も今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-8 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎	施設数	2 施設	延床面積	3,007.76 m ²
対象施設	役場庁舎				
区分	消防施設	施設数	7 施設	延床面積	545.62 m ²
対象施設	消防車車庫兼詰所、消防コミュニティーセンター、小川村消防団拠点施設				
区分	その他行政系施設	施設数	17 施設	延床面積	1,939.05 m ²
対象施設	建設機械センター、役場倉庫、旧役場書庫、旧北部校給食室・音楽室、旧瀬戸川郵便局舎、鶴牧田重機センター、島田生活センター、村営バス車庫、釜蓋倉庫、防災備蓄倉庫（馬曲・池田）、建設詰所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防コミュニティーセンターは、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 今後の消防団運営ほか状況を見ながら施設の統廃合について検討するとともに、老朽化が著しく耐震性を確保できない施設のあり方について検討します。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(8) 公営住宅

本村が管理する公営住宅のうち、建設されてから30年以上が経過しているものは21施設あり、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。また、20年以上が経過しているものも17施設あり、今後10年以内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-9 公共建築物（公営住宅）の保有状況

村営住宅					
区分	公営住宅	施設数	67施設	延床面積	8,837.08㎡
対象施設	公営住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合等推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な公営住宅の供給を推進します。 なお、今後10年以内に建築後30年を経過する公営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

(9) その他（公園施設、供給処理施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-10 公共建築物（その他）の保有状況

その他（公園施設、供給処理施設含む）					
区分	公園	施設数	3施設	延床面積	150.53 m ²
対象施設	大洞施設管理棟、味大豆農村公園 四阿、和佐尾農村公園 四阿				
区分	供給処理施設	施設数	9施設	延床面積	1,308.84 m ²
対象施設	簡易水道事業浄水場 塩沢・成就・薬師、特定環境保全公共下水道事業 夏和浄化センター・高府浄化センター				
区分	その他施設	施設数	45施設	延床面積	3,501.54 m ²
対象施設	教員住宅 鶴牧田、医師住宅、農業体験施設、バス待合所、立屋公衆便所、小川村農産物成就加工所、道の駅おがわ、小川村農産物釜蓋加工施設、旧小根山保育所、旧大町精工工場、小川村火葬場、小川村中央拠点施設（バスティ高府 外部トイレ）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理することとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮し方向性を出します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p>					

2 インフラ施設の施設類型ごとの方向性

◆ 図表 6-11 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	381,476m
	1級村道延長	39,871m
	2級村道延長	31,764m
	その他村道延長	309,841m
橋りょう	橋りょう数	117 橋
上水道	管路総延長	151,567m
	導水管	16,875m
	送水管	25,545m
	配水管	109,147m
	浄水場	3 施設
	配水池	19 施設
	ポンプ室及びポンプ槽	19 施設
下水道	管路総延長	53,308m
	処理施設	2 施設
農林業施設	農道延長	33,661m
	農道橋りょう数	1 橋
	農道トンネル	1 箇所
	林道延長	18,540m
	林道橋りょう数	4 橋
	用水路	17,283m
	ため池	4 施設
	水管橋	1 施設

(1) 道路

本村における村道の総延長は約381,476m、舗装率は45.5%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

また、地域の身近な道路の整備にあたっては、「みんなで道こせ事業」を活用するなど、住民自らの手による道路の改修等を今後も推進します。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準等の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路通行者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

(2) 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「小川村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。災害時等の地域の孤立を防ぐため、生活道路及び避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を優先的に進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、通行者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

(3) 上・下水道

上・下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、公営企業会計法適用や経営戦略・ストックマネジメント計画等に基づく計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

(4) 農林業施設・農業水利施設

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

個別施設計画等にて調査した点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

小川村公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

発行者 長野県上水内郡小川村役場

〒381-3302

長野県上水内郡小川村大字高府 8800-8

TEL 026 (269) 2323